

## 第5章 介護保険事業計画の概要

## 1 基本理念

第5期高齢者福祉計画は、平成26年度までの高齢者施策の総仕上げの計画と位置づけ、第3期・第4期計画に掲げた目標の実現に向けて、その計画を継続かつ着実に実行していくとともに、必要に応じて各種事業の見直しや新たな方向性を定めるなど、高齢者福祉施策を総合的に推進する指針とします。また、これまでの給付実績やサービスの利用意向等を踏まえ、地域支援事業などによる介護予防施策に関する事項や、居宅サービスと施設サービスとの均衡、保険料水準などを総合的に勘案し、療養病床の再編を考慮した上で、介護サービスの見込量やサービス確保の方法などを定めます。さらには、医療や住まいの部門や地域社会との連携を密にし、高齢者を包括的に支援していく地域包括ケアをより一層推進していくとともに、高齢者を社会全体で支えていくため、地域見守り体制の整備や介護ボランティア活動制度の充実を図っていきます。

## 2 計画の基本目標

### (1) 介護保険制度の円滑な推進

アンケート調査によると、高齢者はたとえ介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続したいと願っています。高齢者が心身の状態やその置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づき、地域の中で適切な介護サービスが受けられるよう、サービス提供体制の整備が求められています。そのためには、在宅生活を支えるための居宅サービスの充実や、認知症高齢者等に対応する地域密着型サービスの確保が必要となります。また、介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、介護給付の適正化を図るとともに、事業者による介護サービスの質の向上を図る取組みへの支援や利用者に対する相談体制の充実など、関係団体との連携を強化しつつ質的向上に努めます。

介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるにあたっては、高齢者人口、利用実績、意向調査の結果などを考慮して、ソフト・ハード面にわたって適切なサービス見込量を確保します。

### (2) 地域のニーズを踏まえた支援体制の整備

高齢化の進行や家族形態、ライフスタイルの変化に伴い、高齢者のニーズが多様化・複雑化する中で、地域の実情をしっかりと把握し、地域の実態に即した介護サービスを提供していくことが求められています。本市では、市内を6つの日常生活圏域に分けていますが、給付実績やアンケートなどの結果を踏まえて、地域の特性や利用者ニーズを汲み取り、施設整備計画や各種施策に反映させていきます。

(3) 地域包括ケア体制の推進

高齢者が介護や支援が必要な状態になった場合でも、高齢者を地域で支え、生活全般にわたる支援を行うため、地域包括支援センターが中心となって、保健、医療、福祉などの関係機関との連携を強化するとともに、社会福祉協議会や地域ボランティアの活動等の様々な社会資源を活用し、地域包括ケア体制の充実を図ります。

また、高齢者が安心して自宅で生活が送られるように、24時間対応の訪問サービスを導入するなど在宅生活を支援するサービスの充実強化を図るとともに、建設部局と連携し、安否確認や相談に応じることができるサービス付の高齢者住宅の整備に努めます。

(4) 介護予防の推進

今後高齢化が更に進行し、介護が必要な高齢者が増加していくことが見込まれる中で、高齢者が出来るだけ要介護状態にならずに元気で生活を続けていけるように、しっかりと介護予防を行っていく必要があります。本市では、さまざまな介護予防事業を行っていますが、事業への参加者が少ないなど課題も多くあります。また、介護予防は高齢者になってからではなく、若い時からの予防意識や生活習慣の改善も非常に重要になります。介護予防に向けて、関係部署と連携を取りながら、出来るだけ多くの方に参加していただける事業を検討していくとともに、利用者の状態像に即した適切な予防サービスを円滑に提供していけるように、地域支援事業の内容の見直しも行っていきます。

(5) 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

高齢者人口の急速な増加に伴い、認知症高齢者の数も大幅に増加してきています。認知症高齢者ができる限り自立した生活を送れるように、また家族の負担軽減を図るため、認知症に対する知識の普及啓発や認知症サポーターの養成、早期発見、早期対応の仕組みづくりを行っていくことが必要です。保健、医療及び福祉の専門的な見地から適切なアセスメントを行い、早期の段階から高齢者本人と家族に対して、状態に応じたサービスを継続的に提供するとともに、サービス提供事業者や相談窓口等の関係機関との連携を図るなど、支援体制の充実を努めます。また、認知症等により判断力が低下しても尊厳ある暮らしを保障し、虐待や悪質商法被害等の権利侵害から高齢者を守るためにも、権利擁護を一層推進していきます。

(6) 療養病床の円滑な転換の推進

療養病床の転換とは、医療制度改革の一環として、医療療養病床については療養が必要な一定数の病床を残して大幅に削減するとともに、介護療養型医療施設については廃止をしていくというものです。当初は平成23年度末までに転換を進めていく予定でしたが、その受け皿となる介護施設等の整備が進んでいないなどの状況を鑑み、転換の期間を6年間延長することが決定しました。

療養病床の再編成については、医療保険と介護保険の機能分担の明確化等の観点から、利用者の状態に応じて、医療の必要性の高い方には引き続き医療が提供できる体制を確保するとともに、医療より介護の必要性がより高い方については、適切な介護保険施設等の確保が必要となります。本市においては、平成22年度に医療病床からの転換分として、特別養護老人ホーム60床と介護老人保健施設20床を整備したところですが、今後も療養病床を利用している高齢者が必要なときに必要なところで、安心して必要な介護サービスを受けることができるよう、国、県と連携し、関係する医療機関の理解と協力を得ながら、介護保険施設等への円滑な転換を進めていきます。

3 計画期間ごとの高齢者人口等の状況

(1) 高齢者人口等の推計

総人口は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者人口は平成21年度には17,678人（高齢化率26.5%）であったものが、平成26年度は19,634人（同30.5%）、平成29年度には20,790人（同33.1%）に増加することが予測されます。

特に、寝たきりや認知症などの介護を必要とする状態になる可能性の高い、75歳以上の後期高齢者の伸びが大きく、総人口に占める割合が平成21年度には13.5%だったものが、平成29年度には17.3%まで増加することが見込まれます。

人口推計

（単位：人）

		第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間		
人口/年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口		66,623 (100%)	66,313 (100%)	66,012 (100%)	65,380 (100%)	64,911 (100%)	64,442 (100%)	63,975 (100%)	63,378 (100%)	62,780 (100%)
年少人口 (0~14歳)		8,757 (13.1%)	8,681 (13.1%)	8,636 (13.1%)	8,525 (13.0%)	8,457 (13.0%)	8,390 (13.0%)	8,323 (13.0%)	8,230 (13.0%)	8,138 (13.0%)
生産年齢人口 (15~64歳)		40,187 (60.3%)	39,813 (60.0%)	39,527 (59.9%)	38,415 (58.8%)	37,475 (57.7%)	36,417 (56.5%)	35,564 (55.6%)	34,633 (54.7%)	33,852 (53.9%)
高齢者人口	前期高齢者 (65~74歳)	8,687 (13.0%)	8,543 (12.9%)	8,334 (12.6%)	8,646 (13.2%)	9,079 (14.0%)	9,632 (15.0%)	9,878 (15.4%)	9,985 (15.8%)	9,941 (15.8%)
	後期高齢者 (75歳以上)	8,992 (13.5%)	9,276 (14.0%)	9,515 (14.4%)	9,794 (15.0%)	9,901 (15.3%)	10,002 (15.5%)	10,210 (16.0%)	10,529 (16.6%)	10,849 (17.3%)
	計 (高齢化率)	17,679 (26.5%)	17,819 (26.9%)	17,849 (27.0%)	18,440 (28.2%)	18,980 (29.2%)	19,634 (30.5%)	20,088 (31.4%)	20,514 (32.4%)	20,790 (33.1%)

※計画期間ごとの高齢者人口等の推計については、住民基本台帳を踏まえてコーホート要因法により算出。

(2) 介護予防事業対象者の推計

介護予防事業の実施により、平均して毎年約42人の予防効果があると見込んでいます。また、国が示した参酌標準をもとに、平成26年度までに、要介護2以上の認定者に対する介護3施設と居住系サービス利用者の割合を38%以下に、施設入所者に占める要介護4及び要介護5の重度者（療養病床転換の人数を除く。）の割合を65%以上となるように設定しています。

対象者数推計

(単位：人)

年度	第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者人口	17,679	17,819	17,849	18,440	18,980	19,634	20,088	20,514	20,790
認定者の自然増加数(①)	2,861	3,088	3,203	3,368	3,538	3,719	3,910	4,110	4,320
予防の効果人数(②)	30	33	36	40	41	44	48	52	56
認定者数(①-②)	2,831	3,055	3,167	3,328	3,497	3,675	3,862	4,058	4,264
要支援及び要介護1の認定者数	1,306	1,418	1,424	1,461	1,527	1,603	1,662	1,732	1,798
要介護2以上の認定者数③	1,525	1,637	1,743	1,867	1,970	2,072	2,200	2,326	2,466
3施設+居住系サービス利用者数④ (療養病床転換分を除く)	611	629	633	637	658	662	702	742	782
(要介護2以上の割合)(④/③)	(40.1%)	(38.4%)	(36.3%)	(34.1%)	(33.4%)	(31.9%)	(31.9%)	(31.9%)	(31.7%)
3施設の入所者数	539	550	581	583	584	586	592	596	598
療養病床転換以外の入所者数⑤	539	530	501	503	504	506	512	516	518
要介護4及び要介護5の入所者数⑥ (割合)⑥/⑤	302 (56.0%)	315 (59.4%)	284 (56.7%)	309 (61.4%)	319 (63.3%)	330 (65.2%)	334 (65.2%)	338 (65.5%)	342 (66.0%)

認定者の自然増加数は、介護予防の効果を検討せずに自然増加する認定者数を示しています。予防の効果人数とは、認定を受けていない方に対して行う介護予防事業により要介護状態になること防止した人数及び、介護認定を受けている方に対して行う予防事業により認定を受けなくてもいい状態になった方の合計人数を言います。

(3) 要介護者等の推計

介護保険サービスの対象となる要支援・要介護者については、平成21年度には65歳以上人口の16.0%に当たる2,831人でしたが、その後、要介護者の発生率の高い後期高齢者の増加などにより年々増加し、平成29年度には65歳以上人口の20.5%に当たる4,264人となり、1,433人増えることが予想されます。

認定者数推計

(単位：人)

要介護度/年度	第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	279	342	334	336	347	357	366	373	383
要支援2	423	379	399	399	402	422	424	434	434
要介護1	604	697	691	726	778	824	872	925	981
小計	1306	1418	1,424	1,461	1,527	1,603	1,662	1,732	1,798
要介護2	444	501	584	612	646	676	727	771	815
要介護3	425	414	392	428	453	476	499	523	559
要介護4	340	367	417	451	476	507	533	565	593
要介護5	316	355	350	376	395	413	441	467	499
小計	1,525	1,637	1,743	1,867	1,970	2,072	2,200	2,326	2,466
合計	2,831	3,055	3,167	3,328	3,497	3,675	3,862	4,058	4,264

## (4) 日常生活圏域別要介護認定者数

日常生活圏域別の高齢者数は、小野田地区（23%）、高千帆地区（29%）、厚狭地区（20%）が多く、全体の約73%を占めています。また、認定者数は、圏域ごとの高齢者数の割合にほぼ比例しています。

(単位：人)

日常生活圏域	項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
竜 王	高齢者人口	2,277	2,359	2,428	2,512
	介護予防事業対象者	275	287	295	306
	要支援・要介護1認定者	162	170	178	187
	要介護2以上の認定者	231	242	255	268
小野田	高齢者人口	4,119	4,251	4,367	4,527
	介護予防事業対象者	472	487	500	519
	要支援・要介護1認定者	334	350	368	387
	要介護2以上の認定者	436	458	481	505
高千帆	高齢者人口	5,242	5,402	5,561	5,753
	介護予防事業対象者	711	733	755	781
	要支援・要介護1認定者	376	395	415	436
	要介護2以上の認定者	485	509	535	562
厚 狭	高齢者人口	3,609	3,727	3,837	3,969
	介護予防事業対象者	570	589	607	627
	要支援・要介護1認定者	297	312	327	344
	要介護2以上の認定者	325	341	358	377
厚 陽	高齢者人口	787	832	855	884
	介護予防事業対象者	110	117	120	124
	要支援・要介護1認定者	67	70	73	77
	要介護2以上の認定者	70	73	77	81
埴 生	高齢者人口	1,815	1,868	1,923	1,989
	介護予防事業対象者	321	331	340	353
	要支援・要介護1認定者	140	147	154	162
	要介護2以上の認定者	164	172	181	190
合 計	高齢者人口	17,849	18,439	18,980	19,634
	介護予防事業対象者	2,459	2,544	2,617	2,710
	要支援・要介護1認定者	1,376	1,444	1,515	1,593
	要介護2以上の認定者	1,711	1,795	1,887	1,983

平成23年度の高齢者数は、10月1日現在の数値。

介護予防事業対象者数は、過去の実績より地域人口に対し平均約14%を乗じた数値に、地域別の介護予防の効果をも勘案して算出。

認定者数は、介護予防事業実施後の数値であり、住所地特例該当者（市外に住所があるが、山陽小野田市の被保険者である者）は含まれていない。

(5) 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画

第5期計画期間中の日常生活圏域ごとの施設整備計画については、圏域ごとのサービスの均衡を図っていく必要があることから、高千帆地区にグループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設を、厚狭地区に小規模多機能型居宅介護施設を整備します。

日常生活圏域	項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度 高齢者人口等
竜 王	特別養護老人ホーム					高齢者人口 2,277人
	老人保健施設	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	
	介護療養型施設	1 (20)	1 (20)	1 (20)	1 (20)	認定者数 393人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
小野田	特別養護老人ホーム	1 (82)	1 (82)	1 (82)	1 (82)	高齢者人口 4,119人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 770人
	特定施設入居者生活介護	1 (50)	1 (50)	1 (50)	1 (50)	
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
高千帆	特別養護老人ホーム	1 (84)	1 (84)	1 (84)	1 (84)	高齢者人口 5,242人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 861人
	特定施設入居者生活介護	1 (30)	1 (30)	1 (30)	1 (30)	
	グループホーム	2 (36)	2 (36)	3 (54)	3 (54)	
	小規模多機能型居宅介護			1 (25)	1 (25)	
厚 狭	特別養護老人ホーム	1 (60)	1 (60)	1 (60)	1 (60)	高齢者人口 3,609人
	老人保健施設	2 (80)	2 (80)	2 (80)	2 (80)	
	介護療養型施設					認定者数 622人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	2 (36)	2 (36)	2 (36)	2 (36)	
	小規模多機能型居宅介護			1 (25)	1 (25)	
厚 陽	特別養護老人ホーム					高齢者人口 787人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 137人
	特定施設入居者生活介護					
	グループホーム	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
埴 生	特別養護老人ホーム	1 (80)	1 (80)	1 (80)	1 (80)	高齢者人口 1,815人
	老人保健施設					
	介護療養型施設					認定者数 304人
	特定施設入居者生活介護	2 (90)	2 (90)	2 (90)	2 (90)	
	グループホーム	1 ( 9)	1 ( 9)	1 ( 9)	1 ( 9)	
	小規模多機能型居宅介護					

## 第5章 介護保険事業計画の概要

合 計	特別養護老人ホーム	4 (306)	4 (306)	4 (306)	4 (306)	高齢者人口 17,849人
	老人保健施設	3 (180)	3 (180)	3 (180)	3 (180)	
	介護療養型施設	1 (12)	1 (12)	1 (12)	1 (12)	
	施設 小計	8 (506)	8 (506)	8 (506)	8 (506)	認定者数 3,087人
	特定施設入居者生活介護	4 (170)	4 (170)	4 (150)	4 (150)	
	グループホーム	8 (135)	8 (135)	9 (153)	9 (153)	
	居住系施設 小計	12 (285)	12 (285)	12 (285)	12 (285)	
	施設・居住系施設 合計	20 (791)	20 (791)	20 (791)	20 (791)	
	小規模多機能型居宅介護	3 (75)	3 (75)	5 (125)	5 (125)	

表中の各年度の数値は施設の数を表示、右の( )内の数値は床数を表しています。

ただし、小規模多機能型居宅介護の( )内の数値は、登録人数を計上しています。

平成23年度の日常生活圏域別高齢者人口等は、平成23年10月1日現在の数値。認定者には住所地特例該当者（市外に住所があるが、山陽小野田市の被保険者である者）は含まれていない。